

既存住宅における高断熱窓導入促進事業実施要綱

(制定)平成29年6月14日付29環地地第100号

第1 要綱の目的

本実施要綱は、東京都(以下「都」という。)が、都内の既存住宅における高断熱窓の導入機会の拡大を図るために行う既存住宅における高断熱窓導入促進事業(以下「本事業」という。)の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、都内の既存住宅に高断熱窓を設置する者に対し、当該設置に必要な経費の一部を助成する。

第3 用語の定義

- 1 既存住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分(人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。)であって、既に建設され、人の居住の用に供しているもの又は人の居住の用に供したことの無いものであって建設工事の完了の日から起算して一年を経過したものをいう。
- 2 高断熱窓 国の省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業)において、当該事業の執行団体である一般社団法人環境共創イニシアチブに補助対象となる製品として登録されている窓及びガラスをいう。
- 3 管理組合 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人をいう。
- 4 リース契約 本助成金の交付対象となる高断熱窓の所有者である貸主が、当該高断熱窓の借主に対し、当事者間で合意した期間(以下「リース期間」という。)にわたり当該高断熱窓を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該高断熱窓の使用料を貸主に支払う契約であって、次の(1)及び(2)に掲げる要件に該当するものをいう。
 - (1) リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができないこと。
 - (2) 借主が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。
- 5 リース事業者 リース契約に基づき、高断熱窓のリースを行う者をいう。

第4 本事業の具体的な内容

1 助成対象者

本事業の助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次のいずれかに該

当する個人又は法人とする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出えんの比率が50%を超える法人を除く。

- 一 本事業の助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)を実施する住宅の所有者又は管理組合
- 二 前号に掲げる者と次項の助成対象製品に係るリース契約を締結したリース事業者。ただし、前号に掲げる者と共同で本事業の助成金の交付に係る申請を行う場合に限る。

2 助成対象製品

本事業の助成金の交付対象となる高断熱窓は、未使用の高断熱窓とする。

3 助成対象経費

本事業の助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、高断熱窓の設置に係る材料費及び工事費とし、別に定める要件を満たすものとする。

4 助成対象事業の要件

助成対象事業は、次の全ての要件を満たすこと。

- 一 都内の既存住宅において、平成29年4月1日以降に新たに高断熱窓を設置すること。
- 二 設置前及び設置後における住宅全体のエネルギー消費に係る情報を、都の求めに応じて提供すること。

5 助成金額

本事業の助成金の交付額は、助成対象経費の6分の1以内であって、次の各号のいずれか小さい額を上限とする。ただし、助成対象経費に国及び他の地方公共団体による補助金を含む場合にあっては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付する。

- 一 戸建住宅の場合にあっては1住戸当たり500,000円、集合住宅の場合にあっては500,000円に当該住宅のうち助成対象事業を実施する住戸数を乗じて得た額
- 二 助成対象経費に国からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額

第5 本事業の実施体制

都は、次の各号のとおり本事業を実施する。

- 一 都は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 二 公社は、前号の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 三 都は、第一号の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は次の各号のとおりとする。

- 一 第4による助成金の交付申請の募集は、平成29年度から平成31年度まで行う。
- 二 第4による助成金の交付は、平成29年度から平成32年度まで行う。

第7 その他必要な事項

本実施要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則(平成29年6月14日付29環地地第100号)

本実施要綱は、平成29年6月14日から施行する。